平成２２年（フ）第６６号
千葉県安房郡鋸南町勝山251番地の１
債務者　渡　　大助
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第５７２号
金沢市額新町１丁目192番地２、従前の住所金沢市光が丘１丁目174番地　県営住宅69棟11号
債務者　不島　孝彦
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５７３号
金沢市額新町１丁目192番地２、従前の住所金沢市光が丘１丁目174番地　県営住宅69棟11号
債務者　不島外美子
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３２号
長野県飯田市高羽町１丁目２番地５　ハラビル２Ｆ
債務者　能勢洋子こと　**杨**　　如文
１　決定年月日時　平成22年12月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第６２７号
岐阜市蔵前２丁目７番９号
債務者　田中　英博
１　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１１２号
岐阜県可児市下恵土321番地１
債務者　坂﨑　茂之
１　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第１１５号
岐阜県可児市羽生ケ丘５丁目120番地
債務者　上村　崇雅
１　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第３３３７号
愛知県小牧市小木南３丁目431番地
債務者　西本　典代
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３４５号
名古屋市千種区千種通５丁目８番地
債務者　不動野八千代
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３６４号
最後の住所　名古屋市守山区八反４番12号チサンマンション瓢箪山702号、住民票上の住所名古屋市守山区八反４番12号　チサンマンション瓢箪山702号
債務者　西岡　　一
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３６９号
名古屋市緑区鳴海町字伝治山１番地の５　伝治山住宅３棟624号
債務者　各務　真理
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９５号
愛知県一宮市千秋町町屋字北郷2068番地　メゾン北郷Ｂ棟201号
債務者　清水　正幸
１　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４９６号
愛知県一宮市千秋町町屋字北郷2068番地　メゾン北郷Ｂ棟201号
債務者　清水　清美
１　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５１１号
愛知県一宮市北今字苗代一ノ切68番地２　北今宿舎３棟110号
債務者　野田　和宏
１　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第８８０号
兵庫県加古郡播磨町古田２丁目11番３号
債務者　椿井　健司
１　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８８３号
兵庫県加古川市平荘町山角56番地の１
債務者　稲岡　裕子
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９０３号
兵庫県加古川市平岡町一色東２―67―105、住民票上の住所兵庫県加西市繁昌町2459番地
債務者　後藤　良子（旧姓黒田）
１　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部